（指定国際会計基準）

第三条　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、平成二十九年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

（修正国際基準）

第四条　修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十九年六月三十日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であって、次に掲げるものとする。

一　修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）

二　企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの

別表一（第一条関係）

号数	表題
［略］	
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準
企業会計基準第27号	法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準

別表二（第三条関係）

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第16号	リース（Leases）
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第17号	保険契約（Insurance Contracts）
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正）

第二条　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置

（指定国際会計基準）

第三条　指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であって、平成二十八年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。

（修正国際基準）

第四条　修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十八年七月三十一日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であって、次に掲げるものとする。

一　修正国際基準の適用（企業会計基準委員会による修正会計基準を除く。）

二　企業会計基準委員会による修正会計基準のうち別表三に掲げるもの

別表一（第一条関係）

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第26号	退職給付に関する会計基準
［項を加える。］	

別表二（第三条関係）

号数	表題
［同左］	
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第４号	保険契約（Insurance Contracts）
［同左］	
国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）第16号	リース（Leases）
［項を加える。］	
［同左］	